

# 予 算 要 求 資 料

令和 4 年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：公害対策費

## 事業名 水質環境常時監視測定費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境管理課 水環境係 電話番号：058-272-1111 (内 2835)

E-mail： c11264@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 25,318 千円 (前年度予算額： 24,765 千円)

### <財源内訳>

| 区 分 | 事業費    | 財 源 内 訳    |            |            |            |     |     |     |            |
|-----|--------|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
|     |        | 国 庫<br>支出金 | 分担金<br>負担金 | 使用料<br>手数料 | 財 産<br>収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般<br>財 源 |
| 前年度 | 24,765 | 0          | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 24,765     |
| 要求額 | 25,318 | 0          | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 25,318     |
| 決定額 | 25,318 | 0          | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 25,318     |

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

#### ① 経緯

- ・ S45 水質汚濁防止法制定 (S45.12.25 施行)  
～ 公共用水域水質常時監視・水質環境基準類型の指定開始
- ・ H元 地下水水質監視測定開始
- ・ H13 「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」の制定

#### ② 現状と課題

岐阜県の良好な水環境を保全するため、水質汚濁防止法に基づき、水質測定計画を毎年作成し、これに基づいて公共用水域及び地下水の水質測定を行い、環境基準の達成状況等の把握に努めている。

また、環境基本法に基づく公共用水域の水質環境基準類型の上位類型指定ができる場合は、定期的に見直しを行っている。

一方で、公共用水域の水質測定結果については、県独自の「水質調査システム」の運用により、集計・管理している。平成 30～令和 2 年度にかけて、OS 環境のバージョンアップに伴いシステム全体の動作確認及びチューニング作業を行ったが、引き続き運用保守点検を行い、システムの状態を保つ必要がある。

## (2) 事業内容

### ア 水質常時監視

水質汚濁防止法に基づき、「岐阜県公共用水域及び地下水の水質測定に関する計画」を作成し、公共用水域及び地下水の水質を常時監視する。

#### ○公共用水域水質常時監視

- ・調査地点：7水系 70河川、(全124地点のうち県測定分81地点)
- ・測定項目：生活環境項目(9項目)、健康項目(27項目)、水生生物のための環境基準項目(3項目)、要監視項目等
- ・調査機関：採水…外部委託  
分析…生活環境項目は保健環境研究所・保健所、健康項目等は外部委託

#### ○地下水水質常時監視

調査機関：採水…岐阜地域環境室及び各県事務所環境課  
分析…保健環境研究所

#### ① 概況調査(通常)

- ・調査項目：環境基準項目 28項目 ・測定地点：60地点

#### ② 汚染井戸周辺調査(新規判明分)

- ・調査項目：新規に汚染が確認される項目 ・測定地点：250地点

#### ③ 汚染井戸周辺調査(過去判明分)

- ・調査項目：環境基準項目のうち、1項目 ・調査地点：50地点

#### ④ モニタリング調査

- ・調査項目：過去に汚染が確認されている項目 ・調査地点：99地点

### イ 水質調査システムの保守等

- ・運用保守業務が必要となる。

## (3) 県負担・補助率の考え方

- ・県10/10(法定受託事務)

## (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額     | 事業内容の詳細                                   |
|------|--------|---|
| 旅費   | 271    | 会議・研修等旅費                                  |
| 需用費  | 5,759  | 保健所・保健環境研究所で分析に使用する薬品等                    |
| 役務費  | 56     | 分析機器の校正等                                  |
| 委託料  | 19,203 | 公共用水域水質常時監視における採水及び分析<br>水質調査システム年間運用保守 等 |
| その他  | 29     | 使用料                                       |
| 合計   | 25,318 |   |

# 事業評価調書（県単独補助金除く）

|  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業            |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・ 公共用水域の水質を監視し、環境基準への適合状況を把握するとともに、水質に関する情報などを県民に提供します。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名                                       | 事業開始前<br>(R) | R2年度  | R3年度 | R4年度 | 終期目標 | 達成率   |
|---|--------------|-------|------|------|------|-------|
|   |              | 実績    | 目標   | 目標   | (R)  |       |
| 類型指定された河川<br>69 水域における環境<br>基準 (BOD) の達成率 | /            | 97.1% | 100% | 100% | 100% | 97.1% |

### ○指標を設定することができない場合の理由

### （これまでの取組内容と成果）

| 令和<br>2<br>年度 | <p>○公共用水域水質常時監視</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査地点：7水系 70河川、(全123地点)</li> <li>・ 測定項目：生活環境項目(9項目)、健康項目(27項目)、水生生物のための環境基準項目(3項目)要監視項目等</li> </ul> <p>○地下水水質常時監視</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>概況調査<br/>(通常)</th> <th>汚染井戸周辺調<br/>査(新規判明分)</th> <th>汚染井戸周辺調<br/>査(過去判明分)</th> <th>モニタリン<br/>グ調査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">調査項目</td> <td>環境基準項目<br/>28項目</td> <td>新規に汚染が確<br/>認される項目</td> <td>環境基準項目の<br/>うち、1項目</td> <td>過去に汚染<br/>が確認され<br/>ている項目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">調査地点</td> <td>51地点</td> <td>19地点</td> <td>33地点</td> <td>66地点</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 水質測定を継続的に実施しており、県ホームページで速報値を公表している。</p> |                     | 概況調査<br>(通常)        | 汚染井戸周辺調<br>査(新規判明分)     | 汚染井戸周辺調<br>査(過去判明分) | モニタリン<br>グ調査 | 調査項目 | 環境基準項目<br>28項目 | 新規に汚染が確<br>認される項目 | 環境基準項目の<br>うち、1項目 | 過去に汚染<br>が確認され<br>ている項目 | 調査地点 | 51地点 | 19地点 | 33地点 | 66地点 |
|---------------|---|---------------------|---------------------|-------------------------|---------------------|--------------|------|----------------|-------------------|-------------------|-------------------------|------|------|------|------|------|
|               | 概況調査<br>(通常)  | 汚染井戸周辺調<br>査(新規判明分) | 汚染井戸周辺調<br>査(過去判明分) | モニタリン<br>グ調査            |                     |              |      |                |                   |                   |                         |      |      |      |      |      |
| 調査項目          | 環境基準項目<br>28項目  | 新規に汚染が確<br>認される項目   | 環境基準項目の<br>うち、1項目   | 過去に汚染<br>が確認され<br>ている項目 |                     |              |      |                |                   |                   |                         |      |      |      |      |      |
| 調査地点          | 51地点  | 19地点                | 33地点                | 66地点                    |                     |              |      |                |                   |                   |                         |      |      |      |      |      |
| 令和<br>3<br>年度 | <p>令和5年度当初予算にて追加</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>指標① 目標：__ 実績：__ 達成率：__%</p>   |                     |                     |                         |                     |              |      |                |                   |                   |                         |      |      |      |      |      |
| 令和<br>4<br>年度 | <p>令和6年度当初予算にて追加</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>指標① 目標：__ 実績：__ 達成率：__%</p>   |                     |                     |                         |                     |              |      |                |                   |                   |                         |      |      |      |      |      |

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

|   |   |
|---|---|
| <p>・ <b>事業の必要性</b>（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断）<br/> <small>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</small></p>   |   |
| (評価)<br>2   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質汚濁防止法第15条に、知事は、毎年公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を常時監視しなければならないとされている。</li> <li>・ 河川の水質測定を実施し、「清流の国ぎふ」を評価する客観的な基礎データとして利用する。</li> <li>・ 地下水汚染の早期発見、早期対策のため、地下水の水質測定を実施する必要がある。</li> </ul>   |
| <p>・ <b>事業の有効性</b>（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）<br/> <small>3：期待以上の成果あり<br/>                 2：期待どおりの成果あり<br/>                 1：期待どおりの成果が得られていない<br/>                 0：ほとんど成果が得られていない</small></p> |   |
| (評価)<br>2   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成21年度に、初めて県内河川の環境基準(BOD)達成率が100%となり、平成26年度から平成28年度まで3年連続で達成できていたが、平成29年度は97.1%、平成30年度及び令和元年度の達成率は98.6%、令和2年度は97.1%であったため、令和4年度は100%を目指す。</li> <li>・ 概況調査で判明した地下水汚染事案に対し、周辺の地下水を迅速に調査するなど県民の安心・安全を確保している。</li> </ul> |
| <p>・ <b>事業の効率性</b>（事業の実施方法の効率化は図られているか）<br/> <small>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</small></p>   |   |
| (評価)<br>1   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康項目（カドミウム等）の測定では、過去に検出がなかった地点にはローリング調査を取り入れる等、効率化を図っている。</li> <li>・ 過去汚染が判明した地点について、3年間連続して環境基準値以下の場合には再調査し、汚染範囲の見直しを行っている。</li> </ul>  |

### (今後の課題)

|   |
|---|
| <p>・ <b>事業が直面する課題や改善が必要な事項</b><br/>                 環境基準項目の追加に対応するため、測定項目等の見直しが必要となる。</p> |
|---|

### (次年度の方向性)

|   |
|---|
| <p>・ <b>継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</b><br/>                 引き続き、県内河川の水質汚濁の状況、地下水の汚染状況を確認するとともに、調査結果を円滑にとりまとめるために水質調査システムの運用保守を行う。</p> |
|---|

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

|                               |       |
|-------------------------------|-------|
| <p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p> | 【〇〇課】 |
| <p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p> |       |